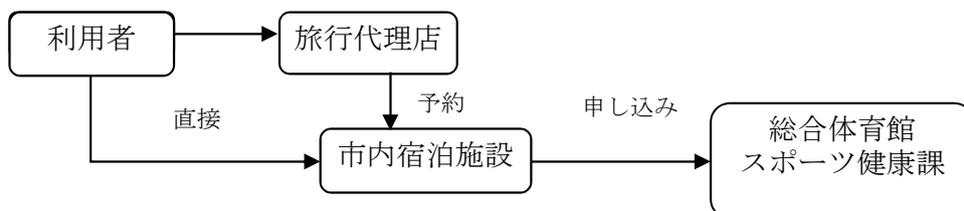


Ⅲ合宿利用における施設予約について

1. 合宿の予約申込について

予約できる団体は、市内宿泊施設を利用する団体に限ります。申し込みはその宿泊施設の代表者に行っていただきます。

原則として、当年度内の6ヶ月先までの平日午前9時～午後5時（祝日を除く）の予約ができます。それ以外の午後5時以降、土日祝日の予約は前項Ⅰの使用月前月の調整会議から予約が可能となります。



2. 予約窓口と受付時間

使用予定日の前々月まで スポーツ健康課（平日午前8時30分から午後5時15分）

使用予定日の前月（調整会議以後） 総合体育館窓口

（午前8時30分から午後9時00分 年末年始（12/29～1/3）の休館日を除く）

※注 意

お電話での予約は受け付けておりません。

必ず市内宿泊施設の代表者が窓口にお越しいただきご予約をお願いします。

3. 使用料金

予約申込み時に、所定の料金（市民以外）を納めていただき予約完了となります。

4. 予約の取り直し・使用料還付

(1) 調整会議以前に予約し、利用者の都合でキャンセルされる場合は、使用月の前々月の25日までに連絡をいただいた場合に限り使用料をお返します。

(2) 調整会議以後に予約し、利用者の都合でキャンセルされる場合は、使用予定日の7日前の午後9時までに連絡をいただいた場合に限り使用料をお返します。

(3) 雨天等で使用不可能な場合は、使用料をお返します。

（中止の旨を使用当日から翌日までに連絡をいただいた場合）

(4) 使用料をお返しする場合は、口座振込になりますので、所定の用紙に記入し提出をお願いします。

5. お願い

(1) 使用については、申請者（市内宿泊施設代表者）にその責任を一任します。

申請者及び利用者は、責任ある行動をお願いします。

(2) 市民施設ですので、利用者が各自用意、片付けを行ってください。

(3) 貸出使用時に地元市民の希望がある場合等は、交流事業の一環として、練習試合等の交流をお願いします。